

Business Certificate news

No. TCCI-0059

Date : 2015 年 2 月 16 日

申請者 各位

消せるボールペンでの記載について

日頃より東京商工会議所の各種貿易証明のご利用まことにありがとうございます。

さて、原産地証明書をはじめとする各種申請において、消せるボールペンを使用している例が見受けられます。鉛筆などと同様に証書類への記載には相応しくないことから、**消せるボールペンは受付不可**となりますのでご注意ください。

なお、消せるボールペンは冷やすことで文字が元に戻る可能性があることから、**消せるボールペンの文字を消した場合も受付不可**となります。訂正においても書類の差し替えにてご対応くださいますようお願い申し上げます。

以 上